

大和市告示第42号

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱（令和2年大和市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に掲げるHEMS及び第3号」を削り、同条第1号ア中「同じ。）」の次に「又はパワーコンディショナの定格出力」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第3条中「（前条第4号及び第5号に掲げるシステム等の設置等をする場合にあっては第2号から第4号まで）」を削る。

第4条第2号を削り、同条第3号中「40,000円」を「30,000円」に改め、同条を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を削る。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条中「休日（」の次に「以下」を加え、同条第4号中「第2条第1号から第3号まで」を「第2条第1号及び第2号」に改め、同条第5号中「のア又はイ」を削り、「にあっては、それぞれア又はイ」を「の区分に応じ、それぞれ次」に改め、同条イ中「HEMS及びリチウムイオン蓄電池」を「リチウムイオン蓄電池及びエネファーム」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。